4　ネパール政府は、3(1)に規定する生産物又は役務が、ＪＩＣＡの調達のためのガイドラインであって、特に、国際競争入札の手続（当該手続を適用することが不可能である場合又は適当でない場合を除き従うべき手続）を定めるものに従って調達されることを確保する。

5　ネパール政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してネパールにおいてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためネパールへの入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　(1)　ネパール政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してネパールにおいて課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してネパールにおいて課される全ての財政課徴金及び租税

(c)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してネパールにおいて課される全ての関税及び関連の財政賦課金

(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してネパールにおいて課される全ての財政課徴金及び租税

(2)　ネパール政府は、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入に関してネパールにおいて課される全ての付加価値税を負担する。前記の付加価値税が日本国の会社に対して課される場合には、ネパール政府は、これを遅滞なく当該日本国の会社に還付する。

8　ネパール政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されること及び軍事目的に使用されないことを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びネパールの一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正かつ効果的に維持され、及び使用されること並びに軍事目的に使用されず、及び他の融資の担保として使用されないことを確保すること。

9　ネパール政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対して次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及びネパール政府に代わって前記の了解を確認される貴官の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が貴官の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴官に向かって敬意を表します。

二千二十六年六月三日にカトマンズで

ネパール駐在
日本国特命全権大使　前田徹

ネパール財務省次官
ガンシャム・ウパディヤ殿

（ネパール側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、ネパール政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十六年六月三日にカトマンズで

ネパール財務省次官
ガンシャム・ウパディヤ

ネパール駐在
日本国特命全権大使　前田徹閣下

○外務省告示第二百二十六号

令和八年六月十日にタシケントで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がウズベキスタン共和国政府との間に行われた。

令和八年七月九日

外務大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ウズベキスタン共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とウズベキスタン共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　三百六十七億五千七百万円（三六、七五七、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、この書簡の付表（以下「付表」という。）の1欄に掲げる事業計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、各計画につき付表の2欄に定める配分に応じ、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ウズベキスタン共和国政府に供与されることとなる。

2　(1)　借款は、ウズベキスタン共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び借款の使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に付表の3欄から5欄までにそれぞれ掲げる利子率、償還期間及び支出期間を含むこととなる前記の借款契約によって規律される。

(2)　(1)に規定する各借款契約は、それぞれ、ＪＩＣＡが当該借款契約に係る計画の実行可能性（環境及び社会に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　付表の5欄に掲げるそれぞれの支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　付表の1欄の2として掲げる事業計画に関する借款は、当該事業計画に基づきウズベキスタン共和国政府が指定金融機関を通じて最終借入人に対して将来行う融資に充てるために使用に供される。

4　(1)　借款は、ウズベキスタン共和国の実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して将来行う支払であって、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために当該実施機関と当該供給者、請負業者又はコンサルタントとの間で締結されることのある契約に基づくものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、当該調達適格国において、当該調達適格国で生産される生産物又は当該調達適格国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で決定される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。